平成２４年（フ）第１９１号
松江市東津田町1810番地１
債務者　部谷　勝正
１　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中川　修一
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４号
松江市大庭町1294番地２
債務者　吉岡　輝枝
１　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　峠田　晃宏
４　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第９４号
岐阜県大垣市荒尾町975番地　荒尾団地八幡49号
債務者　松尾　　茂
１　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
岐阜県大垣市荒尾町975番地　荒尾団地八幡49号
債務者　松尾　茂喜
１　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第３１９号
函館市西桔梗町734番地29
債務者　矢代　善彦
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３８４号
函館市東川町４番16号
債務者　佐々木　浩
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３号
函館市桔梗町396番地８
債務者　本所　裕美（旧姓柴崎）
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１２４号
岐阜県大垣市島町236番地１　県営荒崎住宅A513
債務者　髙田　生子
１　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１４０４号
東京都日野市西平山５丁目49番地の50東コーポ102
債務者　石原　芳明
１　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５３５号
愛知県岡崎市江口３丁目１番地７
債務者　柴田　克良
１　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月４日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第１１３５号
千葉県香取市織幡291番地
破産者　国際煙火株式会社
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０７１号
千葉県白井市根20番地の１
破産者　白井梨ブランデー株式会社
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９１１号
千葉市花見川区宇那谷町1735番地ショートステイ・デイサービスセンターりんりん　特別養護老人ホーム一倫荘、住民票上の住所千葉市中央区葛城２丁目６番１号
破産者　亡伊藤庄司相続財産
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２２３号
千葉県松戸市五香西２丁目７番地の２　103号
破産者　岩井　孝道
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４３６号
千葉県松戸市高塚新田141番地の76、居所東京都葛飾区亀有５―15―17
破産者　大西　教博
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５１２号
千葉県柏市松葉町３丁目15番地４　サンライフ倉橋302号
破産者　石川　佳宏
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１１９号
札幌市北区新川１条１丁目１番23号
破産者　医療法人社団鶴癒会新川病院
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３８号
福井県鯖江市神中町２丁目４号20番地
破産者　吉崎メガネ株式会社
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係